

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和3年9月8日

さいたま地方法務局上尾出張所 登記官 勝間 徹

記

1 手続番号

第0310-2019-0013号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

北足立郡伊奈町大字小室字志ノ崎1533番